# 最近の環境・エネルギー政策の動向

# 国土交通省の中期的地球温暖化対策検討の背景国土交通省

# 震災前

京都議定書の約束(2008年~2012年の5年間で1990年比平均6%の温室効果ガス削 減)達成のため、京都議定書目標達成計画(2005年策定、2008年改定)に基づき、地球温 暖化対策を推進。

京都議定書目標達成計画は2012年度をもって計画期間終了。

### 国際動向



2013年以降の国際的枠組みの構築と目 標の合意に向けた国際交渉の動向 (COP)\*1

### 国内動向



中長期目標(2020年までに25%、2050年ま でに80%削減)と地球温暖化対策の基本計 画策定を規定する地球温暖化対策基本法案 の国会提出(継続審議中)※2

# 東日本大震災・原発事故の発生

### エネルギー・環境政策の抜本的見直しの動き

- ※1 COP17は 南アフリカ・ダーバンに於いて昨年11/28~12/11開催。 我が国が目指す「全ての国に適用される将来の法的枠組み」に 関して、可能な限り早く、遅くとも2015年中に議論を終え、2020年から発効及び実施するとの道筋が合意された。また、京都議定 書の第二約束期間について、その設定に向けた合意がなされたが、我が国は同約束期間には参加しない方針を表明し、自主的な 削減努力を実施することとしている。
- ※2 地球温暖化対策基本法は、平成22年10月閣議決定、第176回臨時国会に提出され、現在も継続審議中。

# エネルギー・環境政策の見直し 政府全体の検討体制<sup>2 国土交通省</sup>



# 国家戦略会議

平成23年12月22日「日本再生の基本戦略 | 策定

# エネルギー・環境会議

(議長:国家戦略担当大臣 副議長:経済産業大臣、環境大臣 構成員:国土交通大臣、外務大臣、農林水産大臣 他)

#### 平成23年12月21日 今春の選択肢提示に向けた基本方針を決定

「同方針に基づき、原子力委員会、総合資源エネルギー調査会、中央環境審議会において、本年春を目途に原子力政策、エネル ギーミックス、地球温暖化対策の選択肢の原案を策定する。

エネルギー・環境戦略に関する戦略の選択肢の提示 → 国民的議論を進める

今 夏

「革新的エネルギー・環境戦略」の決定

#### 総合資源エネルギー調査会

エネルギーミックスの選択肢の原案策定 新エネルギー基本計画(案)

#### 中央環境審議会

地球温暖化対策の選択肢の原案策定 •新•地球温暖化対策(案)

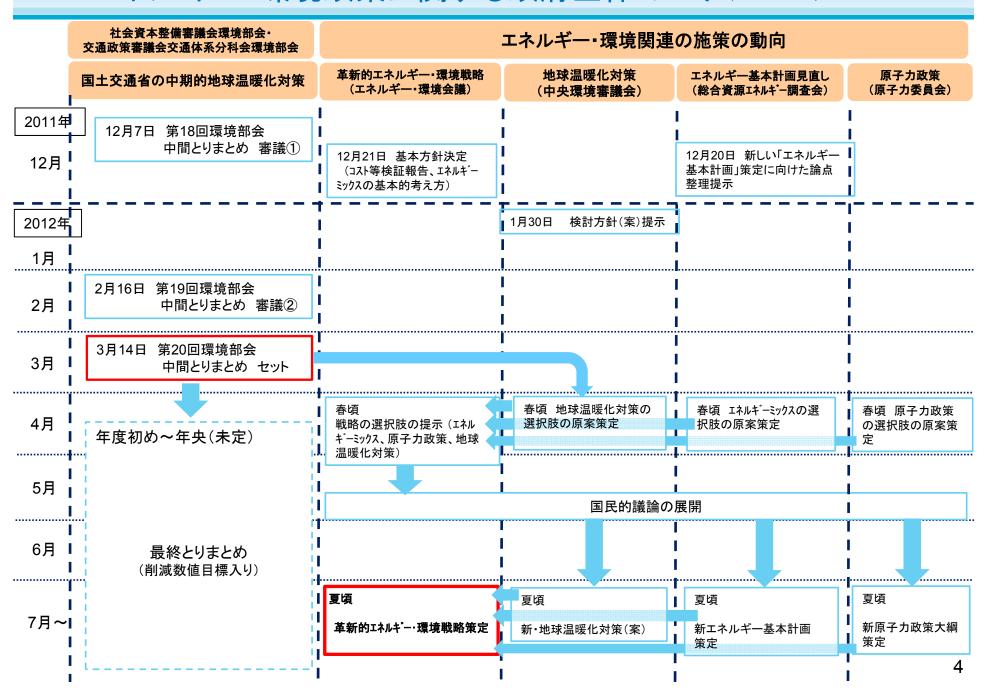
#### 原子力委員会

・原子力政策の選択肢の原案策定 ·新·原子力政策大綱



社会資本整備審議会環境部会 交通政策審議会交通体系分科会環境部会 (国土交通省の中期的地球温暖化対策中間とりまとめ)

# エネルギー・環境政策に関する政府全体のスケジュー 定 国土交通省



# 2013年以降の地球温暖化対策の検討のポイント 国土交通省

- 1. 世界で共有されている長期目標を視野に入れる
  - 気温上昇を2°C以内にとどめる
  - -2050年に世界半減、先進国80%削減を実現する
  - 一前提条件なしの2020年、2030年の目標を提示する
- 2. 世界に先駆け、未来を先取る低炭素社会の実現を目指すという明確な方向性 を示す
  - ①他の追随を許さない世界最高水準の省エネ
    - 低炭素製造プロセスと低炭素製品で世界標準を獲得
    - ーすまい、くらし方などあらゆる面で省エネナンバーワン
  - ②後塵を拝した再エネを世界最高水準に引上げ
  - ③省エネ・再エネ技術で地球規模の削減に貢献
- 3. 世界に先駆け、未来を先取る低炭素社会の実現に必要な施策を明示する
  - 一対策の裏付けとなる施策を明示する





・国土交通省と経済産業省の共同請議(主管:経済産業省)

#### 背 景

- ▶ 我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期す。
- ▶ その上で、需要サイドにおいては、持続可能な省エネを進めていく観点から省エネ法の改正を実施し、所要の措置を講じる。

#### 法案の概要

- ➤ <u>需要家(工場、輸送等)</u>が、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)の活用等により電力需要ピーク時の系統電力の使用 を低減する取組を行った場合に、これを評価できる体系にすることにより、事業者が電力需要のピーク対策に取り組みやすくする。
- ▶ 他の建築物や機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する機器を新たにトップランナー制度の対象に追加し、住宅、建築物分野の省エネ対策を強化する。

#### 措置事項の概要

#### 電力ピーク対策

- ➢ 需要家側における対策 (工場、輸送等)
- ・需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)、自家発電、蓄熱式の空調、ガス空調等の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これを評価できる体系にする。
- ・具体的には、電力需要ピーク時の 系統電力の使用を低減する取組を 行った場合に、当該取組が評価されるよう、国全体で省エネを推進 するという考え方の範囲内で、例 えば、省エネ法の努力目標の算出 方法を見直す。
- ・その他必要な事項の改正を行う。

# 民生部門の省エネ対策

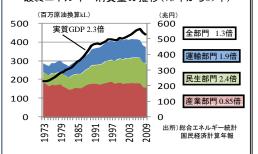
#### ▶ 建築材料等に係るトップランナー制度

- ・これまでのトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象。今般、他の建築物や機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する機器を新たにトップランナー制度の対象に追加する。
- ・具体的には、建築材料等(<u>窓、断熱材、水回り設備等</u>)を 想定。企業の技術革新を促し、住宅・建築物の省エネ性能 の底上げを図る。
- ※トップランナー制度:エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3 ~10年程度先に設定される目標年度において高い基準(トップランナー 基準)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況 を国が確認する制度。

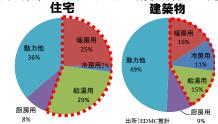
(現行の対象機器)乗用自動車、エアコン、テレビ、照明、冷蔵庫等23機器 (新規追加案) 窓、断熱材、水回り設備等

※なお、2020 年までに全ての新築住宅・建築物について省 エネルギー基準への適合を段階的に義務化することとし、 2020 年までの具体的な工程(対象、時期、水準)を省エネ 、法改正にあわせて明確化するよう関係省庁と調整する。

#### 最終エネルギー消費量の推移(73年から09年)



民生分野におけるエネルギー消費の現状(09年度)



※建築材料等の省エネ性能の向上により、住宅では約 6割、建築物では約4割を占める暖冷房・給湯用エネ ルギー消費量の削減に貢献